小田原市監査委員公表第2号 平成31年 3 月27日

小田原市監査委員 岡本 重 治 小田原市監査委員 数 馬 勝 小田原市監査委員 神 永 四 郎

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成30年7月9日付け監査第15号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	車券発売金の納入事務処理の遅延をこ	財務規則の規定どおり、収納金を収納
	れまで指摘してきたが、依然として納入が	した日から5日以内に払い込むことは、
	遅延していた。一方で、入場料についても	電話投票・場外発売等の関係から実務的
	納入が遅延していたので、これらについて	に不可能であることから、財務規則を改
	早急に対処されたい。(事業課)	正し、1月11日に「小田原市財務規則
		の一部を改正する規則」として公布し
		た。これにより、「当該期間内に払い込
		みができない特別の事情があると会計
		管理者が認める場合にあっては、会計管
		理者が指定する期日まで」に指定金融機
		関等に払い込むこととなったため、会計
		管理者が指定する期日(概ね開催最終日
		の1か月後)までに払い込むこととし
		た。入場料についても、同様の措置をと
		った。

No.	指摘等の内容	措置状況
2	契約保証金の取り扱いに係る記載がな	契約締結前に契約保証金の取扱いを
	いなど、契約書の不備が見受けられた。	含め契約書の記載内容を精査し、契約書
	(事業課)	の様式に記載漏れのないよう徹底した。
		条項形式の契約書については、契約の相
		手方との協議により平成31年度当初
		契約分から契約保証金の取扱いについ
		ての条文を明記することとする。